

令和8年第2回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和8年2月25日(水)  
開 会 午後1時28分 閉 会 午後2時15分
- 2 場 所 羽咋市役所302会議室
- 3 出席委員(11人)  
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀  
⑤長濱 恵司 ⑥山本 泰夫 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子  
⑩糺田 幸雄 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)  
⑦松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)  
⑬榊谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸  
⑰稲農 幹夫
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)  
⑱川口 勝博 ⑲悦永 秀雄 ⑳宮下 昇 ㉑平内 義博  
㉒濱名 猛 ㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 山本事務局長、坂元次長、中瀬主事
- 8 付議案件
  - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農用地利用集積等促進計画案について
  - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - (5) 農地法第4条、第5条許可申請取下げについて
- 9 議事録署名委員 1番 屋後委員 8番 中村委員
- 10 会議の結果  
議案3件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要  
事務局長 お疲れさまです。ご案内の時間より少し早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。  
欠席の欠席届は、7番、松生委員から連絡を受けております。これは過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。  
会 長 (挨拶)  
事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の議事につきましてご案内します。  
お手元の議案書1ページに議案3件、報告2件となっております。  
この会議は会長が議長となりますので、進行をお願いいたします。  
議 長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、6番、山本委員、8番、中村委員を指名します。  
よろしくお願ひします。

本日上程している議案第2号の整理番号2番については、申請面積が1,000㎡を超える案件となっておりますので、審議をする前に全員で現地確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。  
議長 それでは、暫時休憩といたします。

( 現地視察 )

議長 では、会議を再開いたします。  
先ほど議事録署名員に山本委員を指名しましたがけれども、山本委員ちょっと中座しましたので、1番、屋後委員を指名します。よろしくお願ひします。

では、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」です。議案書は2ページになります。

整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は158㎡です。位置図は4ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による2aです。

整理番号2番、申請地は〇〇町の田3筆で、合計面積は9,073㎡です。位置図は5ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による90aです。

整理番号3番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は2,000㎡です。位置図は6ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による756aです。

整理番号4番、申請地は〇〇〇町の田1筆で、面積は204㎡です。位置

図は7ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による13 a です。

整理番号5番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は3,180㎡です。位置図は8ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1,052 a です。

整理番号6番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は3,559㎡です。位置図は9ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による1,052 a です。

整理番号7番、申請地は〇〇町の田13筆、畑8筆で、合計面積は5,597㎡です。位置図は10ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、その他の場合の事由によるものです。

贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による109 a です。

整理番号8番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,062㎡です。位置図は11ページになります。

譲渡人及び譲受人は、議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるもので、譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるものです。

売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による119 a です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、この2名の方に確認を取ってみました。〇〇さんは、この地番の囲いの中のところの宅地部分を全部売買で購入して、畑部分だけが残っていたわけなんです、この部分だけ今まで耕

作してた畑を利用していた人にも、譲渡人のほうから話を通してあって、今月いっぱい明渡しできるような状態になるということでありました。これについて、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。  
整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 この3筆は、四、五年前から耕作放棄地で雑草が生えていたんですが、2年前に管理区等が草刈りして、昨年から水稻の作付しましたので、ちょっと問題だなと思って調べたところ、昨年から作られた耕作者及び管理区等いろいろな方に聞き取り調査しました。現在の耕作者の売買に関しては特に問題がないという回答をされたために、特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。  
整理番号3番について、私のほうからお話しさせていただきます。  
譲受人に確認したところ、これは二十数年前から譲受人が作付され、譲渡人が親から相続して全く田んぼにも、こちらに来たことないもので、前から作付している〇〇さんに買っていただくということで話がついたということで確認して、何ら問題ございません。

事務局 整理番号4番、事務局、お願いします。  
〇〇委員さんから事前に報告を受けておりました、確認していただいたところ問題なしとのことでした。以上です。

議長 整理番号5番、6番、〇〇委員さん。  
担当委員 地図の8ページ、9ページ見ていただきたいと思いますが、青色で小さい田んぼが点在していると思いますけれども、これは2年前に土地改良が入りまして、入った段階で今の譲受人の〇〇さんが耕作を続けております。今回、譲渡人は高齢のため買っていただきたいという要望がありまして、〇〇さんはいいですよということで、双方で売買の約束が取れているということで何ら問題はないと思います。

議長 整理番号7番、8番、〇〇委員さん。  
担当委員 まず7番ですけれども、譲受人の〇〇さんのほうに確認を取りました。お住まいは〇〇なんですけれども、以前から〇〇のほうに週末を中心に農業されておられますので、今回、農地を増やされるということで、特に問題ないと思われます。

8番の譲受人の〇〇さんに確認したところ、特に問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。  
担当委員さんはそれぞれご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり承認することに決

定いたします。

議長 次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい。

12ページをお開きください。

「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」と題しまして、整理番号1番の申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積は268㎡です。位置図については13ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上あることから、農地法施行令第12条第1号に該当し、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外許可に該当します。

なお、生産組合長の同意を得ております。

整理番号2番の申請地は、〇〇町の田4筆で、面積は2,247㎡です。位置図は14ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、資材置場用地とするための申請となっております。

申請地は、都市計画区域内の農振区域外に位置し、水道管及び下水道管が埋設されている道路に面しており、かつ、500m以内に教育施設と医療施設が存在する区域であることから、第3種農地と判断します。

なお、生産組合及び土地改良の同意を得ております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、〇〇委員さん。

事務局 〇〇委員さんから聞いているんですが、問題ないということでお聞きしております。

議長 整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 生産組合、同意の折、私、生産組合長してまして、その折、事実確認いたしました。特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。

担当委員それぞれご異議なしということですが、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は、原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について」です。議案書は15ページから16ページになります。

今回は、田13筆、畑4筆設定があり、合計面積は52,371㎡です。

1番から10番までは、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

11番は、農地中間管理機構を利用した耕作者の権利移転となっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。何かご意見があればお願いします。

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」です。議案書は17ページになります。

解約される農地は田13筆、畑1筆で、合計面積が14,886㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

「報告第1号」について報告がありました。何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第2号 農地法第4条、第5条の許可申請取下げについて」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農地法第4条、第5条の許可申請取下げについて」ご報告いたします。議案書18ページから20ページをご覧ください。

今回の許可を取り下げる農地は、農地法4条で申請された〇〇町の畑2筆で、合計面積は459㎡です。位置図は19ページをご覧ください。

申請者は、議案書に記載のとおりです。

この申請地は、令和7年12月25日付で農地法4条の申請を受けておりましたが、農地を売買することで農地法5条で申請し直すということとな

り、今回許可を取り消す申請が提出されました。

次に、許可を取り消す農地については、農地法5条で申請された〇〇町の田1筆で、面積が1,021㎡です。位置図は20ページをご覧ください。

申請者は、議案書に記載のとおりです。

この申請地は、令和7年8月7日付で農地法5条の申請を受けておりましたが、盛土規制法の規制区域であることが判明し、費用及び期間を要することから当初の計画を大幅に見直す必要が生じ、今回許可を取り消す申請が提出されました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「報告第2号」について事務局より説明がありました。これについて何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、「報告第2号」は、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第2号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人